

被用者年金一元化について

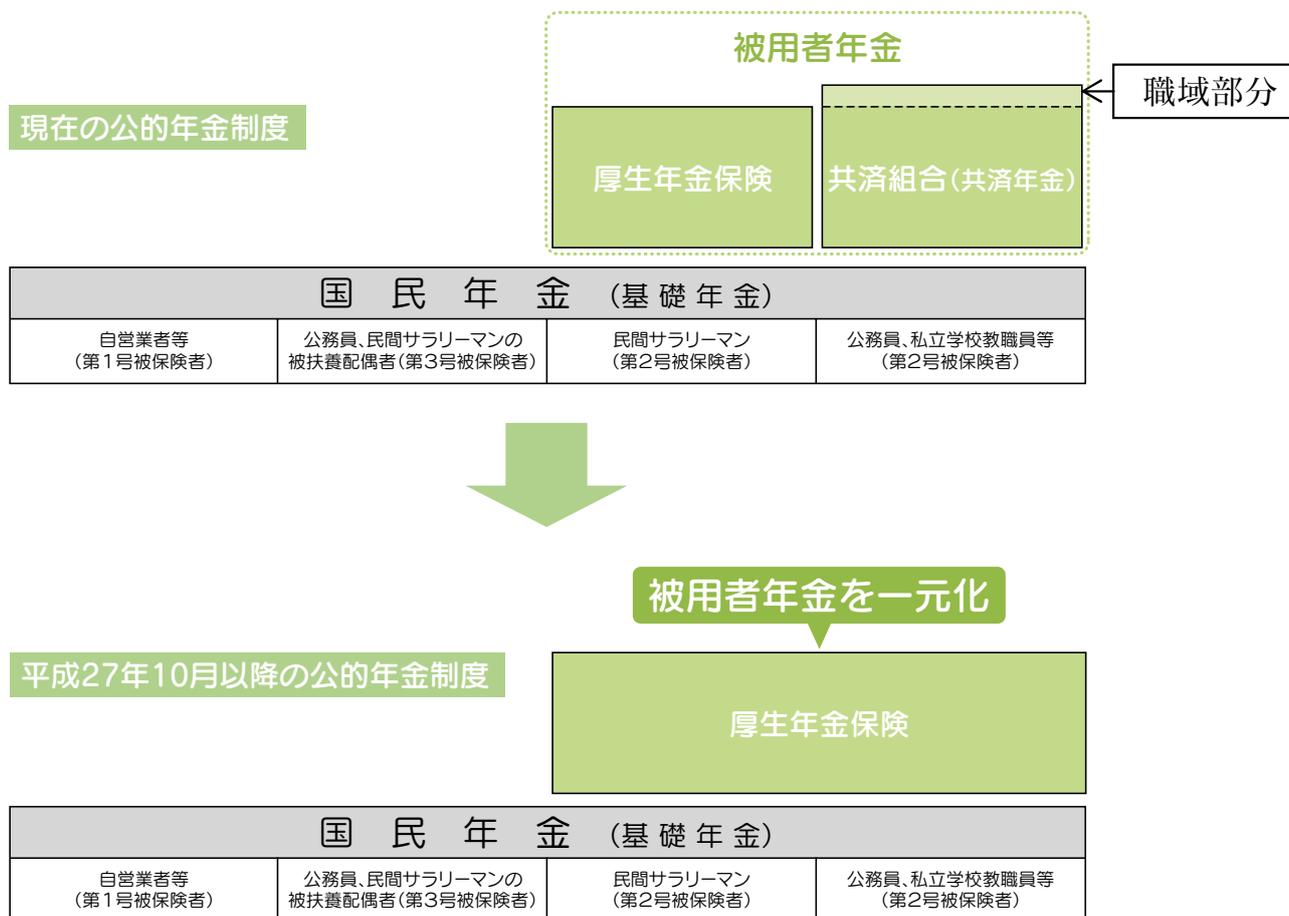
「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下「被用者年金一元化法」といいます。）が平成24年8月10日に成立し、8月22日に公布されました。

被用者年金一元化法は、被用者年金制度全体の公平性を確保し安定性を高めるという観点から、公務員等の保険料率や給付内容を民間サラリーマン等と同一化し、被用者年金各制度を厚生年金制度へ統一することを目的に、一部を除いて平成27年10月から実施されることとなります。

具体的には、以下のとおりです。

1 厚生年金に公務員も加入することとし、厚生年金に統一されます。

〈イメージ図〉



2 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消します。

現在の共済年金と厚生年金とでは、①～⑤の制度間の差異がありますが、この差異については厚生年金にそろえ差異を解消します

また、⑥については経過措置として存続することとなります。

○次の制度間差異を厚生年金にそろえ解消

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②未支給年金（※1）の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、甥姪など3親等内の親族	○遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母） 遺族がないときは相続人
③老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 ・65歳までは（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部または全部を支給停止 ・65歳以降は（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止	○退職共済年金受給権者が共済組合員となった場合 （賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ○退職共済年金受給者が厚生年金被保険者等となった場合 （賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
④障害給付の支給要件	保険料納付要件あり 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間（※2）を合算した期間が3分の2以上必要	○保険料納付要件なし
⑤遺族年金の転給	○先順位者が失権しても、次順位者に支給されない （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。）	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。）

※1 未支給年金…受給権者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付で、その支払いを受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものです。

※2 保険料免除期間…国民年金の第1号被保険者（自営業者等）が申請により保険料の納付を免除された期間です。

○次の制度間差異は経過措置として存続

	厚生年金	共済年金
⑥厚生年金 女性の支給開始年齢	○女性の 60 歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の 5 年遅れのスケジュール（昭和 21 年 4 月 2 日以降生まれから）	○ 60 歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男女の差はない （昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれから） ※共済年金の女性の方が、厚生年金に合わせて支給開始年齢の引き上げが 5 年遅れとなるわけではありませんのでご注意ください。
共済年金 特定消防組合員の支給開始年齢		特定消防組合員に係る 60 歳代前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは一般組合員の 6 年遅れのスケジュール （昭和 22 年 4 月 2 日以降生まれから） ※ここでいう特定消防組合員とは、消防指令以下の消防職員であった者で組合員期間等が 25 年以上（生年月日による経過措置あり）あり、かつ、退職時または 60 歳時点まで引続き 20 年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます。

3 共済年金の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限 18.3%）に統一します。

平成 27 年 10 月からは、組合員の皆さまも厚生年金の被保険者となります。保険料率は下表のとおり定められており、毎年 0.354% ずつ引き上げ、平成 30 年 9 月に厚生年金と 18.3% で統一されます。

長期給付に係る保険料率と掛金の率は次の表のとおりです。

○長期給付に係る保険料率

		25年9月	26年9月	27年9月	27年10月	28年9月	29年9月	30年9月
保険料率（総報酬ベース）		16.570 (+0.354)	16.924 (+0.354)	17.278 (+0.354)	17.278	17.632 (+0.354)	17.986 (+0.354)	18.300 (+0.354)
掛金の率	給料に対する割合 （①×50/100×1.25）	10.35625	10.5775	10.79875	8.639	8.816	8.993	9.15
	期末手当に対する割合 （①×50/100）	8.285	8.462	8.639				

4 障害共済年金について

現在、障害共済年金の受給権者が組合員である場合は、「給与＋障害共済年金の額」に応じて障害共済年金の全部または一部が停止されています。

厚生年金保険制度には同様の支給停止制度は設けられていないため、平成27年10月以降は、厚生年金制度に合わせて、組合員又は厚生年金の被保険者等である場合であっても障害共済年金が支給されます（組合員である間については職域部分（3階部分）は停止されます。）。

なお、次のような方は御注意ください。

(1) 現在支給停止中の方

支給停止解除のため、障害等級の再認定が必要となる場合があります。再認定が必要な方には、個別に共済組合からお知らせする予定です。

(2) 障害共済年金を請求されていない方

組合員である間に初診日（注1）のある傷病が原因となって、障害認定日（注2）において、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態（注3）にあるとき、障害共済年金が支給されます。障害共済年金の請求を行える障害の状態にあるか御不明な場合は、共済組合に御相談いただきますようお願いいたします。

（注1）初診日とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

（注2）障害認定日とは、初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日をいいます。ただし、その傷病が治ったとき、またはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、初診日から1年6ヵ月を経過しなくても、その日が障害認定日になります。

〈例〉①人工透析を初めて受けた日から起算して3ヵ月を経過した日

②人工骨頭または人工関節をそう入置換した日

③心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着した日

④人工肛門または新膀胱を造設した日、尿路変更術をした日

⑤肢体を切断または離断した日

⑥喉頭全摘出した日

他にも該当する場合がありますので、気になる方は本組合にお問い合わせください。

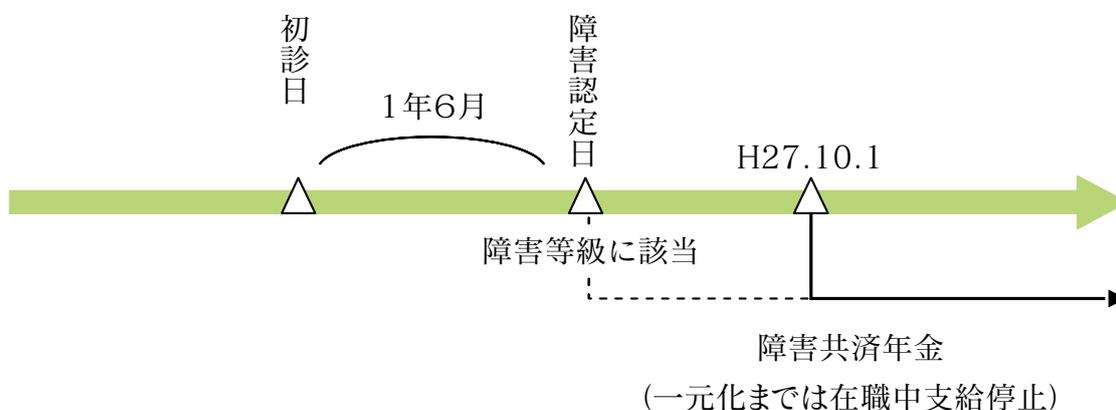
（注3）障害等級1級から3級に該当する程度の障害については、地方公務員等共済組合法施行令第25条の8・別表第1に定められています。

なお、認定基準の目安は次のとおりとなります。

1 級	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状で、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの
2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状で、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度のもの
3 級	労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

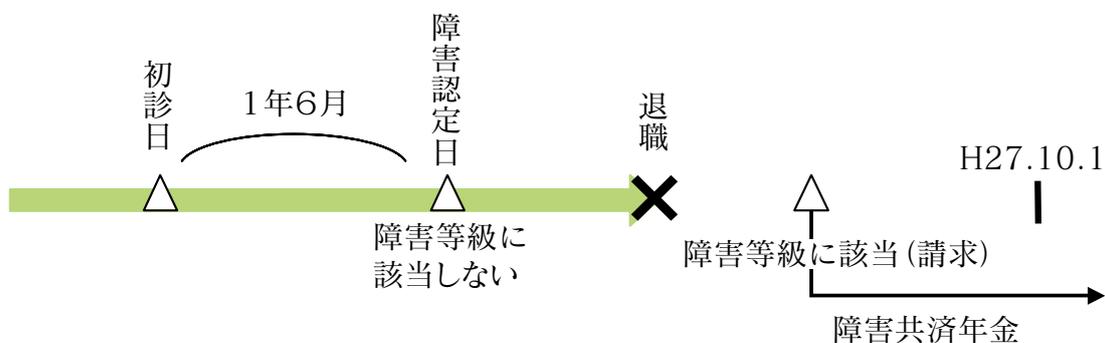
請求事例 1 障害認定日による請求

組合員期間中に初診日があり、かつ障害認定日において、障害等級 1～3 級に該当すると認定されたとき



請求事例 2 事後重症制度による請求

組合員期間中に初診日があり、かつ障害認定日時点では、障害等級 1～3 級に該当しなくても、65 歳に達する日の前日までの間に、その傷病により 3 級以上に該当すると認定されたとき



「退職等年金給付」の概要

被用者年金の一元化により、これまでの職域年金相当部分（以下「職域部分」といいます。）は廃止されることとなりましたが、職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとされ、地方公務員の退職給付の一部として「退職等年金給付」が創設されることとなりました。

「退職等年金給付」には、大きく分けて退職年金、公務障害年金、公務遺族年金及び一時金の種類があります。

概要は次のとおりです。

1 退職年金

(1) 支給の条件

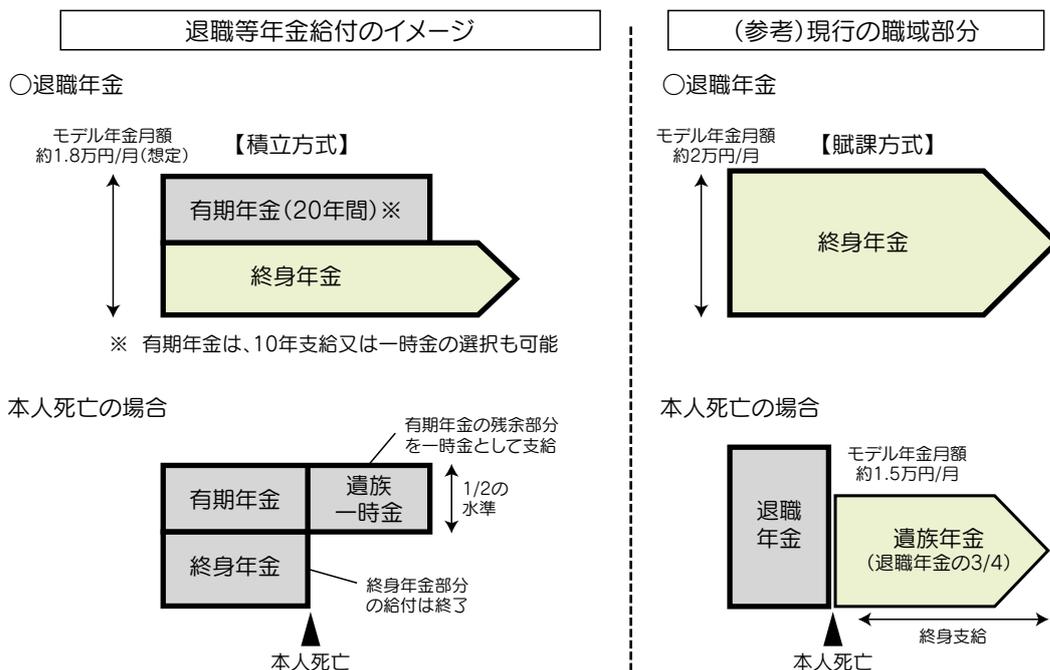
次のいずれの要件も満たしているときに支給されます。

- ・平成27年10月に引き続き期間又は平成27年10月以後に1年以上の引き続き組合員期間を有すること
- ・65歳以上であること
- ・退職していること

※60歳から繰り上げること、70歳まで繰り下げることできます。

(2) 支給形態

- ・半分は有期退職年金、半分は終身退職年金
- ・有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）
- ・本人死亡の場合、終身退職年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給



2 公務障害年金

(1) 支給条件

公務上の事由による病気やケガにより、初めて医師の診断を受けた日（「初診日」といいます。）から原則として1年6か月を経過した時点において、障害等級1～3級に該当する程度の障害になったときに支給されます

なお、初診日は平成27年10月1日以後の加入期間中に限ります。

(2) 支給形態

終身年金。ただし、在職中は全額停止。

※通勤途中で起きた事故（通勤災害）は、公務障害年金になりません。

3 公務遺族年金

(1) 支給条件

次のいずれかに該当したとき、遺族に支給されます。

①組合員が、公務上の事由による病気やケガで死亡したとき

②組合員であった者が、組合員であった間に初診日がある公務による病気やケガで、初診日から5年を経過する日前に死亡したとき

③障害等級が1級又は2級に該当する公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の原因となった病気やケガで死亡したときなど

(2) 支給形態

終身年金

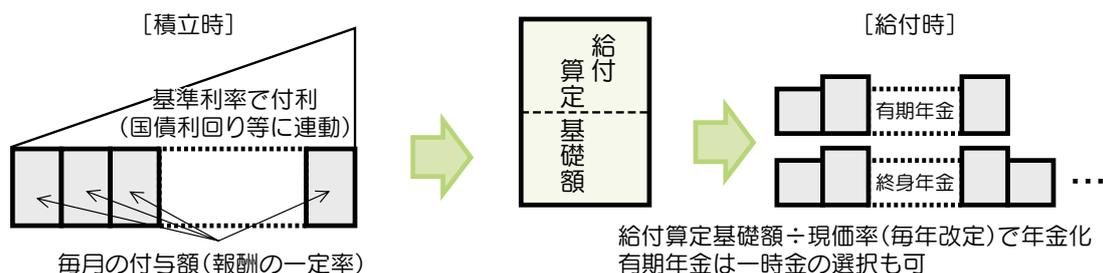
※通勤途中で起きた事故（通勤災害）は、公務遺族年金になりません。

□給付設計

財政運営は、積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式となっており、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）

※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組みです。

- 毎月の報酬の一定率と利子を累積した給付算定基礎額を基礎に給付額を計算（キャッシュバランス方式）
- 基準利率の設定等について保守的な設計を行い、追加拠出リスクを抑制
- 基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえて年金額を改定



□財政運営

- 少なくとも5年ごとに財政再計算を実施（保険料を計算する際の予定利率等の過程を慎重に設定、設立当初は早期に再計算を実施）します。
- 毎年の決算時に財政検証を行い、財政の健全性を確認します。
- 保険料率は労使あわせて1.5%を上限（本人負担分（全体の半分）に0.75%の上限を法定）

□現在の職域部分（3階部分）の年金支給について

平成27年9月までの組合員期間については、職域部分の年金として支給されます。平成27年10月までの組合員期間と10月以降の組合員期間がある方は、平成27年9月までは職域部分の年金、平成27年10月以降は退職等年金給付としての年金が支給されます。

〈年金の給付のイメージ〉

下の図は、被用者年金一元化による年金給付のうち、現在の職域部分と退職等年金給付の関係がどのようになるかを表したイメージ図です。

被用者年金一元化前、すなわち2015年（平成27年）9月30日までに受給権が発生した方については、職域部分が支給されます。

現在公務員の方には、2015年（平成27年）10月1日よりも、前の期間については旧職域部分が、後の期間については退職等年金給付が支給されます。

2015年（平成27年）10月1日以降に公務員になられた方については、退職等年金給付が支給されます。

